

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

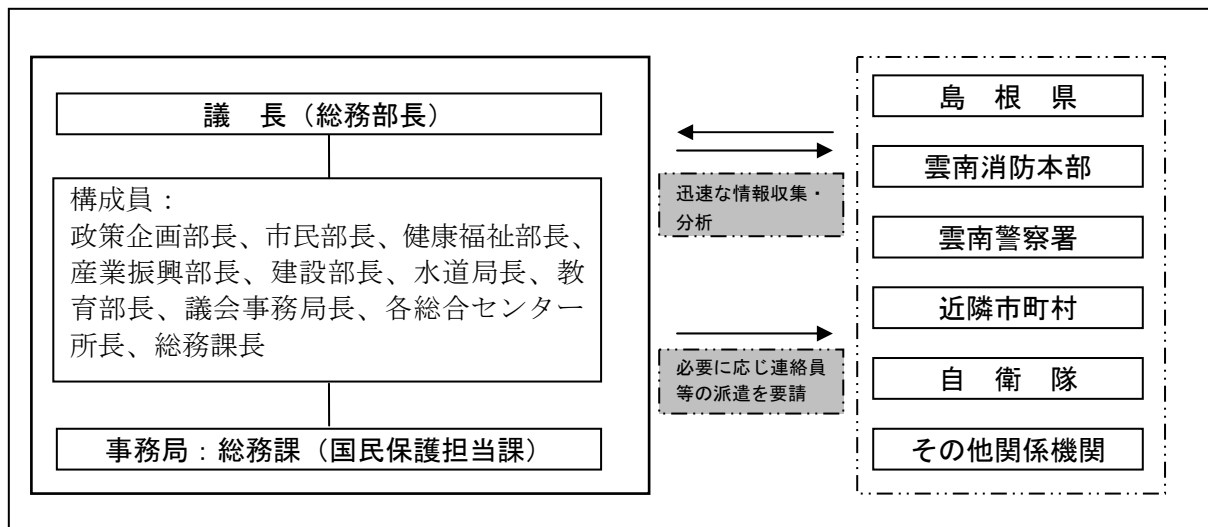
### 1 事態認定前における雲南市危機管理対策本部等の設置及び初動措置

市は、国が武力攻撃事態や緊急対処事態の認定を行う前において、生活関連施設の占拠、多数の人の拘禁・拘束、多数の死傷者等の発生又は建造物の破壊等の事案（以下「危機管理事案」という。）により被害が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を保護するため、適切な初動体制をとる。

#### (1) 市危機管理連絡会議の設置

- ① 市長は、県、県警察及び消防本部その他関係機関からの情報により、我が国に対する武力攻撃等とみられる事態が発生したが、県内に影響が及ぶ恐れがないと想定される場合においては、的確かつ迅速に対処するため「雲南市危機管理連絡会議」（以下「市危機管理連絡会議」という。）を設置する。

#### 【雲南市危機管理連絡会議の構成等】



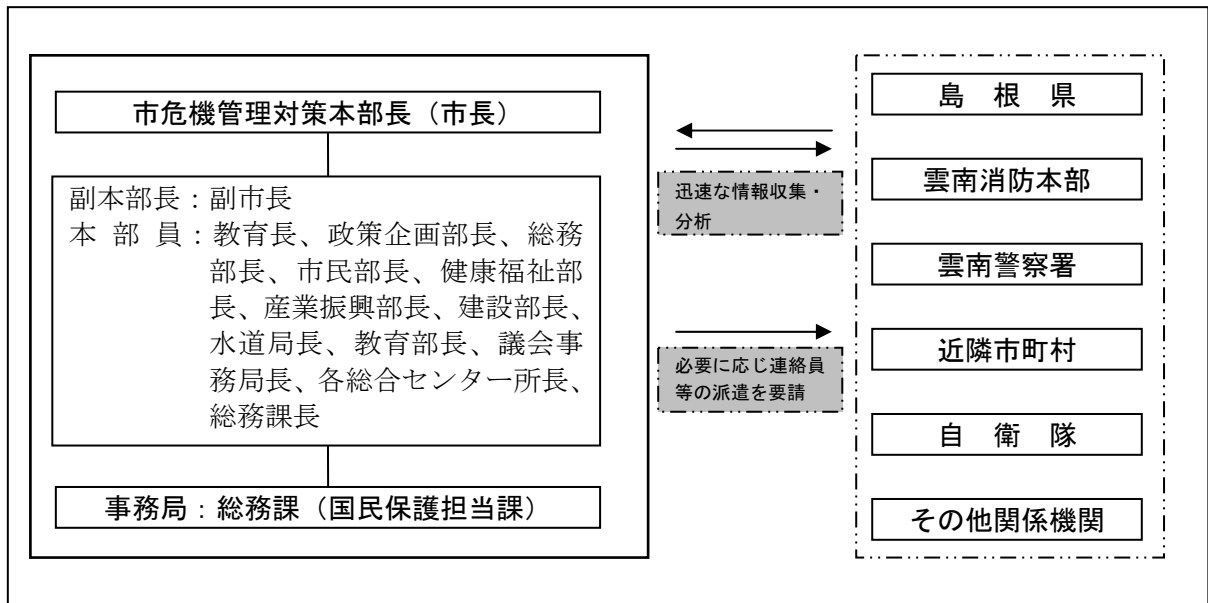
- ② 市危機管理連絡会議は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡会議を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市危機管理連絡会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

## (2) 市危機管理対策本部の設置

- ① 市は、県、県警察及び消防本部その他の関係機関からの情報により、我が国に対する武力攻撃等とみられる事態が発生し、県内にも影響が及ぶ恐れがあると想定される場合においては、的確かつ迅速に対処するため「雲南市危機管理対策本部」（以下「市危機管理対策本部」という。）を速やかに設置する。

### 【雲南市危機管理対策本部の構成等】



- ② 市危機管理対策本部は、県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

この場合、市危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

- ③ 市長は、市危機管理対策本部を設置したときは、直ちに設置した旨について県に報告を行う。

## (3) 初動措置の確保

市は、市危機管理連絡会議及び市危機管理対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

#### (4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

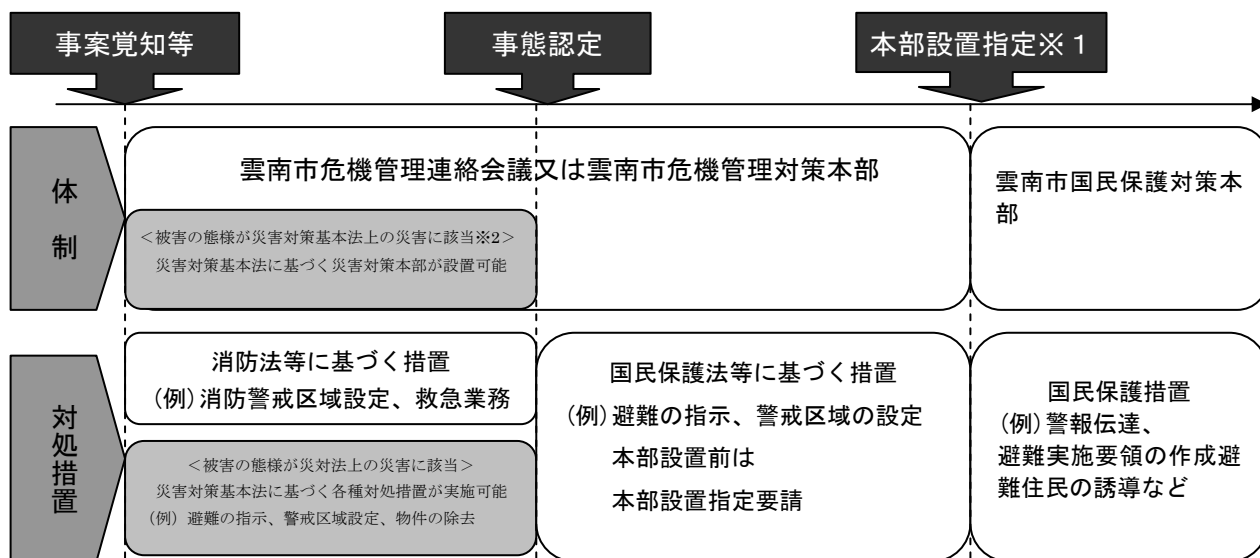
#### (5) 対策本部への移行に要する調整

市危機管理連絡会議又は市危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市危機管理連絡会議又は市危機管理対策本部は廃止する。

#### 【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、総務課による初動体制を立ち上げ、若しくは市危機管理連絡会議又は市危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。